

**「食料・農業・農村基本計画骨子(案)」に寄せられた  
ご意見等の概要とご意見等に対する考え方について**

平成17年3月  
農林水産省

## 1. 概要

「食料・農業・農村基本計画骨子（案）」につき、以下のとおり、意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成17年2月10日（木）～平成17年2月20日（日）
- (2) 告知方法：ホームページ（農林水産本省及び地方農政局）、メールマガジン及びプレスリリース
- (3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

## 2. 提出件数

592件（意見提出者334名）

\*提出意見・情報の中には複数の項目について言及されているものがあり、提出件数はのべ件数である。

## 3. 意見・情報の概要

提出された意見・情報の内訳は以下のとおり。

(1) 食料・農業・農村基本計画計画全般	48件
(2) 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針	8件
(3) 第2 食料自給率の目標	100件
(4) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ効果的に講ずべき施策	430件
	内訳
1. 食料の安定供給の確保に関する施策	166件
2. 農業の持続的発展に関する施策	189件
3. 農村の振興に関する施策	71件
4. 団体の再編整備に関する施策	4件
(5) 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	6件

## 4. 提出された意見・情報に対する考え方・対応 別紙のとおり

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
食料・農業・農村基本計画全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年という短いスパンではなく、20～30年後を見据えての改革計画を作成すべき。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の目標期間については、20～30年後を見据えた計画とした場合、食生活、生産技術の変遷に対する見通しが難しく信頼性が低くなるのが考えられます。また、食料自給率等その実現に向けて一定の期間を要することなどから数年と言った期間にも馴染まないことから、10年先を展望するものとしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後10年程度を見通す計画」とあるが、今の基本計画も途中の5年で見直しとなった。2年～3年のスパンで到達目標等を設定し、達成できていない場合は、てこ入れを行うなど管理が必要である。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本法において、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとされていることから、所要の変更を行うものです。また、これまで十分とはいえなかった工程管理を適切に実施するとともに、毎年施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくことにしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的なコンセプトを掲げ、そのコンセプトに沿った上での農業政策を決めるべき。</li> <li>・担い手のあり方、新たな経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業環境・資源保全政策の確立など多くの課題について生産者・消費者それぞれの立場において納得できるような見直しを行っていただくよう強く要望いたします。</li> </ul>	1  3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるものであり、基本計画に沿って施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全・安心と安定供給の確保を基本に、主要先進国並みの食料自給率の確保を盛り込むとともに、食料産業の国際競争力向上による持続的発展と多様な担い手の確保など、農業の振興を図るための具体的な施策を講じるこ</li> </ul>	1	

<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 善良な社会の形成を育むとともに、国産食料の自給率の拡大に向かって、農家、農村が取り組めるような21世紀に合った基本計画を検討して頂きたい。</li> </ul>	1	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民にわかりやすく、読まれるとの観点から、12年基本計画の半分以下の分量にすることが望まれる。数字を並べただけの表等は、別冊にするなどなるべく省略してはどうか。対象者別のパンフを作るのも一案か。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘のとおりできるだけ国民にわかりやすく、読みやすいものにしていきたいと考えております。対象者別のパンフレットの作成などもご参考にさせていただき、新たな基本計画の周知を図ってきたいと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰のため、なんのための基本計画なのか、誰が、なにに責任を持って、なにをするのか、文字通り「国民にわかりやすい政策」の明示を希望します。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体、農業者・農業団体、消費者の役割分担を明確にするとともに、ご指摘のとおりわかりやすい政策体系の構築を図ることとしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スムースになるべく早く閣議決定されるよう期待する。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年3月中の閣議決定を目指しております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府・農林水産省は、基本計画の進捗状況について、1年単位でコメント（現状・取組状況等について）を発表したら、良いと思います。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画と併せて、施策の推進に関する手順、達成目標等を示したプログラムを作成し、施策の計画的な推進を図り、毎年施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくこととしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政改革でもっとも変わらなければならぬのは農家ではなく、大多数の消費者の方です。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の主体的な取組もについて記述しております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見の募集期間が、少々短すぎるのではないか？たった10日強掲示しただけでは難しい。もっと国民への周知及び期間の延長を望みます。</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見募集の期間は、新たな基本計画の全体像とその概要がわかる骨子（案）の公表日と案作成のスケジュールを踏まえ、できるだけ期間を最大化するとの方針で設定したものです。</li> </ul>

		なお、新たな基本計画に対する意見の募集は、企画部会での議論を開始した時点から行っており、今回の骨子（案）は、提出された意見も踏まえ作成したものです。
--	--	--

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<p data-bbox="174 172 642 252">第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p data-bbox="174 276 651 387">1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策評価を踏まえた改革の必要性</p>	<p data-bbox="667 276 1234 347">・以下のような状況及び情勢の変化を認識した上で、基本方針を記述すべき。</p> <p data-bbox="667 352 1234 459">消費者及び実需者は、食品の安全性及び品質とあわせて、より安価な農産物、原料を求めていること</p> <p data-bbox="667 464 1234 576">農業の生産構造が脆弱化するとともに、生産性の向上が立ち遅れ、依然として大きな農産物の内外格差が存在すること</p> <p data-bbox="667 580 1234 730">グローバル化が進展する中で安価な輸入農産物、食品が国民生活に浸透してきており、国内農業はこれに対応するため一層の体質強化を図る必要があること</p> <hr/> <p data-bbox="667 778 1234 922">・地球規模での環境悪化が懸念される中、作物生産による地球環境改善効果をバイオマスの利活用と連携させて盛り込んではどうか。</p> <hr/> <p data-bbox="667 970 1234 1233">・現在の我が国の緊縮財政をしてみると、コメにおける生産条件格差是正対策を実行することは困難であると想定されるため、今後のWTO農業交渉では、是が非でも、我が国が掲げている「農業の多面的な機能への配慮（稲作）」の主張を貫くよう希望します。</p>	<p data-bbox="1317 276 1339 300">1</p> <hr/> <p data-bbox="1317 778 1339 802">1</p> <hr/> <p data-bbox="1317 970 1339 994">1</p>	<p data-bbox="1361 276 2067 347">・ご指摘の内容も認識した上で、基本方針を記述しております。</p> <hr/> <p data-bbox="1361 778 2067 922">・地球温暖化対策の重要性を踏まえ、改革に当たっての視点の1つとして「環境保全を重視した施策の展開」を掲げ、地球温暖化対策としてのバイオマスの利活用を促進することを記述しております。</p> <hr/> <p data-bbox="1361 970 2067 1074">・「(5) グローバル化の進展」において、WTOの農業交渉においては、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続する必要がある旨記述しております。</p>
<p data-bbox="174 1281 611 1305">2. 改革に当たっての基本的視点</p>	<p data-bbox="667 1281 1234 1465">・農業を産業として振興する産業政策と、農村地域を維持・振興する地域政策を明確に区分した政策の体系化を図り、理解しやすい、より効果的・効率的な政策体系を構築すること。</p>	<p data-bbox="1317 1281 1339 1305">1</p>	<p data-bbox="1361 1281 2067 1345">・「(1) 効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築」においてご指摘の内容を記述しております。</p>

<p>・「改革の視点」は、あまりに抽象的であり、もっと明確に「これをいつまでに、誰がどうする」ということをわかりやすくしていくことが求められる。」</p>	<p>2</p>	<p>・基本計画と併せて、施策の推進に関する手順、達成目標等を示したプログラムを作成することとしております。</p>
<p>・「改革に当たっての基本的視点」に農業者が採算のとれる農業施策の構築を加えるべき。</p>	<p>1</p>	<p>・「1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の改革の必要性」において、農業の構造改革の加速化、地域農業の再編の取組の促進をあげ、基本的視点にそのためには施策の対象を明確にすることが不可欠である旨を明確に記述しているものです。ご意見を加えた場合、施策対象の明確化との関係が不明確になることから、意見は反映できないと考えています。</p>
<p>・時代の先取りで、畜産動物の福祉を考えてはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>・重要性は認識しておりますが、畜産業に特化した事項でもあるので、現在新たな基本計画の策定と併せて検討している「酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針」の中で触れることとしております。</p>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2 食料自給率の目標</div> 全般	<p>・今後、世界の食料事情が一層厳しくなることが予想される中で、我が国に求められることは、今以上に食料を大切にすることと食料自給率の維持・向上であると思う。このことを充分理解して計画を立ててもらいたい。</p>	1	<p>・ご指摘のとおり、世界的な人口増加やアジア諸国等の経済発展による食糧需給の増大等厳しい世界の食料需要を踏まえ計画を作成しております。</p>
	<p>・食料自給率の問題は、農水省もしくは広くても農業業界内部の問題認識にとどまっているのではないかと。広く国民向けに問題提起的なPRを行ってはどうか。</p>	2	<p>・ご指摘のとおり自給率向上のため、政府だけでなく、地方公共団体、消費者・消費者団体等幅広い関係者の役割も非常に重要だと認識しており、「(3)関係者の役割」において、役割分担と関係者ごとの主体的な取組を記述しています。</p>
	<p>・前基本計画で示されていたように、食料自給率の目標数値を明記した方が、良いのではないかと。目標数値が明記されていないことは、政府・農林水産省が、今回の基本計画が予定通りにいかなかった時に、批判をあげない為に目標数値を設定しなかったように思える。</p>	3	<p>・骨子(案)では目標の数値を示しておりませんが、前回同様、今回も目標数値を示すこととしております。</p>
	<p>・食生活指針を通して、食育等の取組は行われていますが、国民に、本当に日本の食料の現状について理解してもらう必要があると思います。国民に、危機感を煽るということではなく、重要なことと認識してもらうような取組が、今以上に必要だと思います。</p>	1	<p>・ご意見のとおり、消費者、食品産業の事業者等が、食生活や農産物・食品に関する正確で十分な情報を得た上で、食生活の見直し等に取り組んでいくことが重要であると考えており、そのための取組を記述しているところです。</p>
	<p>・この5年間食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題を明らかにし、生産者と消費者の理解の協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。</p>	2 4	<p>・「第2 食料自給率の目標」において、消費・生産の両面から、これまでの取組の検証と自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項を掲げることとしております。</p>



項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
1．食料自給率の向上に向けた取組の検証	・新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、現行の基本計画がなぜ十分に効果をあげなかったのか、その検証を十分に行うべし。	5	・ご意見のとおり、食料消費・生産の両面から検証し、前計画が描いたシナリオが実現していない要因を記述しています。
(1) 食料消費面の検証	・なぜ輸入品がこれまでに増えているのか、消費者はなぜ輸入品を選択するのかをもっと考えるべき。	2	・食料消費面で前計画が描いたシナリオが実現していない要因を分析しております。
	・食料消費面の要因としては、「依然として大きな農産物の内外価格差が存在する中でグローバル化が進み、安価な輸入農産物、輸入加工食品が食生活の中に浸透しつつあること」が最も大きな要因であると考えます。	1	・ご意見も踏まえながら、食料消費面で前計画が描いたシナリオが実現していない要因を分析しております。
(2) 農業生産面の検証	・農業者の状況について、課題の把握が足りないのではないか。	1	・農業生産面で前計画が描いたシナリオが実現していない要因を分析しております。
	・「品質面、安定供給面に加えて輸入品に対抗できる価格といった面で消費・実需者のニーズに対抗できていないこと」が最も大きな要因と考えます。	1	・ご意見も踏まえながら、農業生産面で前計画が描いたシナリオが実現していない要因を分析しております。

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<p>2. 食料自給率の目標の設定に当た          ったの基本的考え方          (1) 基本的考え方</p>	<p>・食料自給率の向上を目指した自給率目標を設定すること。</p> <p>・自給率の目標について 目標を50%以下にするのはどうなのか。現状が40%というのはやむを得ないとしても目標は少なくとも50%以上にしなければおかしいのではないか。</p> <p>・自給率目標は、22年度には45%、27年度には45%以上の数値を設定し、これに向けた政策展開が必要。</p> <hr/> <p>・目標を掲げるのはよいが、その達成方法を具体的に示す必要があると思う。</p> <hr/> <p>・目標の確実な実施のために、中間目標値を設定するなどして、毎年の進行管理の徹底を図る。</p>	<p>3</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>4</p>	<p>・食料自給率の目標については、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当とする。一方、本基本計画における目標設定に当たっては、基本計画期間内における実現可能性を考慮して示しております。</p> <hr/> <p>・自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項と関係者の役割を明確にして、取り組んでいくこととしています。</p> <hr/> <p>・施策の推進に当たり、これまで十分とはいえなかった工程管理を適切に実施するとともに、毎年、施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくものとしています。</p>
<p>(2) 総合食料自給率の目標の示し方</p>	<p>・カロリーベースだけでなく金額ベースの2つを示すという、より幅広い観点から食料自給率を捉えていく姿勢は評価できる。</p> <p>・カロリーベース自給率とともに金額ベースの自給率を目標に加えることに賛成します。</p> <hr/> <p>・カロリーベースだけでなく金額ベースの2つを示すというのは、都合の良いよ</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>・今回の基本計画策定に当たっても引き続き、供給熱量ベースの総合食料自給率を目標として設定する</p>

	<p>うに自給率が使われる可能性がある。自給率を示して何を国民に訴えていくかという整理が必要。</p> <p>・金額ベースによる自給率をはじくことは、問題をすり替えているにすぎず、国民の視線を他に向けているものです。これまで通りカロリーベースでの自給率目標を掲げて、実効ある施策を展開することが必要です。</p> <p>・食料自給率の目標は、分かり易く、国際的な比較が可能である供給熱量ベース（カロリーベース）を基本とすること。</p>	<p>10</p> <p>6</p>	<p>ことを基本としております。また、比較的低カロリーであるものの国民の健康維持増進の上で重要な野菜・果樹、飼料の多くを輸入に依存しているため、供給熱量ベースの自給率が低く算定されている畜産物等の生産活動をより適切に反映する観点から、生産額ベースの総合食料自給率の目標も併せて設定することとしたものです。</p>
--	--	--------------------	--

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(3) 食料の安定供給と総合食料自給率・食料供給力との関係	・自給率には、万が一の時に自国の食料をまかなえるという食料安全保障の考えが根底になければならない。	1	・第2の4の(4)「食料安全保障の確保と食料供給力の強化」において、不測時における食料安全保障の確保が自給率目標達成のための取組を通じて図られる旨記述しております。
3. 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項 (1) 食料消費	・「消費者から支持される」という受身でなく、消費者を教育していくという視点も必要。あるべき消費、食生活の姿を積極的に教えていくことが必要。	1	・食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとしてフードガイド(仮称)を策定し、これを活用し実践的な食育の取組を国民的運動として展開していくこととしています。
	・食育、食品表示、トレーサビリティは、輸入品も含めた食をめぐる共通の課題であり、自給率向上の特効薬的な取組となり得ないと考えます。	1	<p>・安全な食料を安定的に供給することは、国の基本的な責務の一つです。安全で信頼できる食品を求める消費者のニーズが高まる中で、生産者・事業者や行政が国産農産物についての安全性を確保し、消費者の信頼を獲得するよう努めることは、国産農産物が消費者に支持され、選択されるために必要です。こうしたことから、生産者・事業者の改善努力により、食の安全と消費者の信頼を確保することは、そうした努力を消費者が評価して国産品を選択することの結果として、食料自給率の向上につながるものと考えます。</p> <p>・食育については、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進することにより、自給率が高い米や野菜、果物などの消費が拡大し、自給率の向上につながるものと考えます。</p>
	・国産農産物の消費を増やすには、消費者が、価格よりも安全性や生産者への親近感から国産品を選択するような施策やシステムが必要です。例えば、子供たちへの食農教育や地産地消の推進などはもっと積極的に推し進めていくべきだと思います。	1	・国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取り組みの促進、食品表示やトレーサビリティ・システムを通じた国産農産物に関する情報提供を充実していくこととしています。また、分かりやすく実践的な食育の取組を、国民運動として展開していくとともに、農業者と消費者を結び付ける地産地消の取組を推進することとしています。

(2) 農業生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業と農業の連携の強化は、原料農産物について、品質・安全性、安定供給、価格の面で、輸入農産物ではなく国産農産物を選択できるような環境条件を整えることが必要である。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進を図ることとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営感覚に優れた担い手の育成確保とあるが、コスト重視の加工、外食産業などの大口実需者の意向を重視する者を増やすということか。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の動向を的確に把握し、消費者や実需者のニーズに的確かつ積極的に対応した生産を行うことができる担い手を考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民はコスト重視の低価格か、安心安全な食べ物を求めているのかを把握し、それを生産者に伝えて生産させることを盛り込んでいただきたい。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の動向が農業者に一層的確に伝わり、需要に即した生産が促進されるよう、各種施策について所見の見直しを行う旨記述しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業と農業の連携強化には、地域のコーディネーターの役割が重要であり、育成措置をとるべき。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組を推進していく旨を記述しています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料自給率の向上の一環として、休耕田を利用した飼料稲（ホールクロップサイレージ方式）の作付け面積の大幅な拡大が非常に有効であり、かつ、今後予測される水危機に対応しうる「かんがい用水」の確保にも極めて有効です。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のように飼料用稲や耕畜連携による飼料作物の生産は自給率向上のために重要と認識しており、「ウ 効率的な農地利用の推進」においてその旨記述しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耕畜連携による飼料作物の生産」については、地域内では需給のアンバランスが生じる場合もありますので、両者の橋渡しの役割を担う組織があればもっと進むのではないかと。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見も踏まえながら施策の展開を図っていくこととしております。</li> </ul>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(3) 関係者との役割分担	<p>・国が施策の実行に、どのように責任をもって関わるのか、できなかったことを生産者や関係業者、消費者の責任に転嫁しないよう、具体的な「約束」を明示してほしいと考えます。国が本気でやる気なならば、地方にある出先機関の具体的な関与と対処方法も含めて、どのように実効性を追求するのか、国の責任ある対応をうかがえる記述を期待します。</p>	3	<p>・政府だけではなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体ごとの主体的に取り組むべき事項を明確にし、関係者の適切な役割分担の下に自給率の向上を図って行くこととしています。また、政策展開の工程を適格に管理することで、施策の計画的な推進を図るとともに、政策評価を積極的に活用し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映されることとしております。</p>
	<p>・生産者が直接消費者と接する機会を増やし、施策で援助していくべきと考えます。</p>	1	<p>・各地域における地産地消の推進のために、各地域において取り組むべき事項やその目標等を明らかにした地産地消の実践的な計画の策定を促し、これに基づき関係者の自主的な取組を促進することとしています。</p>
	<p>・関係者の役割分担があり、主体的に取り組むことは重要だと思いますが、農業者の役割分担を考える時、そのハードルが非常に高いように思います。</p>	2	<p>・記述している取組を進めるため、今後、総合的かつ計画的に施策を講じて行くこととしております。他の関係者に比べて農業者の役割のハードルが非常に高いことはないと考えております。</p>
<p>4. 食料自給率の目標 (1) 望ましい食料消費の姿</p>	<p>・日本は今、急激な少子高齢化が進みつつあり、このことは今後の農業や食のライフスタイルにも大きな影響を与えていると思います。</p>	2	<p>・今後の少子高齢化の進展に伴う摂取熱量の減少を踏まえて、望ましい食料消費の姿を見込んでいます。</p>
(2) 生産努力目標	<p>・食料自給率の向上のために、各品目毎に目標を定め、取り組むべき事項を明確にしたうえで、消費者・実需者ニーズに即した生産を推進する。</p>	3	<p>・農業生産に関する課題が解決された場合に実現可能な国内生産の水準と併せて、主要品目ごとの生産面での課題を示す生産努力目標を示しております。</p>
	<p>・麦・大豆では、現行基本計画の生産努力目標が需要に対して低く設定されていることから、その生産努力目標を上方修</p>	1	

	<p>正し、その支援を行うことにより食料自給率の向上を図る。</p> <p>・国内生産を増大する観点から設定することが必要。</p> <p>-----</p> <p>・花き・植木類の振興施策を基本計画に位置づけ、施策の方向を明らかにすること。</p>	<p>1</p> <p>1</p>	<p>・参考付表の主要品目における対応方向において、花きを位置付けているとともに、今後の施策の方向を示す新たな花き産業振興方針を策定することとしています。</p>
(3) 食料自給率の目標			

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<div data-bbox="174 248 645 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3 食料、農業及び農村に 関し総合的かつ効果的に講 ずべき施策</p> </div> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する政策 (1) 食の安全及び消費者の信頼の確保</p>	<p>・食料自給率の維持・向上を図る上で忘れてはならないのは、BSEに象徴される食の安全性である。 今まで我が国においては、経済合理性ばかりが追求され、その結果としてBSEが発生した。 我々消費者が今一番求めているのは、食の安全性である。</p>	1	<p>・食の安全を確保し、消費者に選択される農産物や食品を供給することが、食料供給産業としての農業と食品産業が発展するための基本であり、食料・農業・農村政策の展開に当たっては、消費者の視点を反映していくことが重要です。こうした考え方に立ち、食料の安定供給の確保に関する施策として、消費者の信頼に応え、消費者から支持される食料供給の実現に向け、新たに「食の安全と消費者の信頼の確保」のための施策を計画に盛り込むこととしております。</p>
	<p>・国民の食の安全に対する信頼性を高めるため、生産から消費にわたる効果的なリスク管理システムと消費者に対する確かな情報提供システムを推進すること。</p>	3	<p>・リスク分析の考え方に基づき、有害な微生物や化学物質等が人の健康に与える悪影響の起こる確率と程度について科学的な評価を行い（リスク評価）、その結果に基づき、リスクを低減するための措置を、その実効性も考慮して実施する（リスク管理）こととしております。 その際には、農場から食卓までの食品供給行程の各段階において、リスク管理を徹底することとしております。 また、関係者に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、消費者等関係者と意見交換を行うなどのリスクコミュニケーションを推進することとしております。</p>
	<p>・外国産の野菜は、価格が安い反面、日本では未登録の農薬使用など、どのように栽培されているのかが非常に不</p>	2	<p>・食の安全及び消費者の信頼の確保のための施策の一つとして、農場から食卓までのリスク管理を徹底することとしており、このうち「輸入</p>



<p>安です。輸入をこれからも認めるのであれば、消費者を安心させる対策をしてほしい。</p>		<p>に関する取組」において、輸入農産物のリスク管理に関する情報の収集・提供や、輸入野菜等の残留農薬の調査等の取組の強化を図っていくこととしております。</p>
<p>・リスクコミュニケーションについては、運用の状況の分析・研究を行い、具体的な仕組みづくりと運用の強化を図ることが望まれる。</p>	2	<p>・ご意見も参考にしながらリスクコミュニケーションの推進を図っていきたくと考えております。</p>
<p>・消費者の「食」に対する信頼を確かなものとするため、各種施策の展開について、工程表で明らかにすること。</p>	1	<p>・施策の推進に関する手順、達成目標等を示したプログラムを作成し、施策の計画的な推進を図ることとしております。</p>
<p>・産地表示、畜養地表示、不正表示に対する罰則、業者名の公表が必要。偽装表示が見逃されると表示の意味がない。 大豆でも国産大豆使用という表示がほとんど生産量と合わないという不信感が有る。</p> <p>・食料品は、最も長く生育した地域を表示するというルールを、WTOやFAO等の場を通じ、国際化すべき。農水省・通産省の連携により、実効性のある規制が実施されることを願って止まない。</p> <p>・食料品の表示について店頭で産他という表示が多いです。産と産の表示で行う法律にすべき。</p> <p>・食品表示制度の充実・強化を図ること。</p> <p>・食品表示は科学的裏づけをベースと</p>	1  1  1  2  1	<p>・JAS法に基づき定められた品質表示基準により、アサリなどの水産物を含む生鮮食品については、原産地の表示が義務付けられているところです。このルールにより、輸入された生鮮水産物については、養畜の有無にかかわらず、輸入国名の表示が義務付けられております。これらの食品表示が消費者に信頼され、安心して食品を選択できるよう、国、地方公共団体や消費者による日常的な監視を充実するとともに、偽装表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき改善を図るよう指示し、事業名を公表するなど、厳正に対処することにより、食品表示の適正化を一層強力に推進することとしております。</p> <p>また、食品表示を分かりやすくかつ情報提供を充実させる観点から、表示基準全般について、これからも見直しを進めていきます。</p>

<p>するリスクアセスメントに基づいて設定されるべき。</p>		
<p>・輸入二枚貝やウニは畜養も養殖も原産国を表示するようにJAS法を改正すべき。</p>	1 1 7	
<p>・消費者が安心して商品が購入できるよう、販売者に本当の表示をさせるために、国がきちんと調査・普及すべき。</p>	1	
<p>・生産履歴など食の安全確保のためのシステムを生産者側だけが負担することのない取り組みが必要。</p>	3	<p>・食の安全と消費者の信頼を確保するため、生産者・事業者においては、科学に基づいた安全基準を達成するため規制を遵守するとともに、生産・流通技術の改善、適切な食品表示など商品情報の提供等の努力が必要となります。これら食の安全と信頼の確保に要するコストについては、市場原理の中で評価され、最終的には、生産者・事業者が提供する財・サービスの対価として反映されますが、生産者、事業者が経営内で吸収したり、消費者が一定のコスト負担するなど、それぞれ応分の負担を行うこととなります。</p>
<p>・食の安全をあまり言い過ぎてもコストとあわない面がある。消費者に対し、ゼロリスクはないということを認識してもらう取り組みも必要。</p>	1	<p>・食の安全確保に当たっては、ゼロリスクがないことを前提にリスク分析を行うこととしており、リスク評価の結果に基づき行うリスク管理を行う際には、食品によるリスクを低減するための措置を、その実効性等も考慮して実施することとしております。</p> <p>また、リスク評価とリスク管理を行う際には、関係者に分かりやすい情報を積極的に提供するなどリスクコミュニケーションを推進することとしております。</p>
<p>・牛肉の輸入に関して、国内産と同じような検査体制で、安全安心な輸入を</p>	3	<p>・米国産牛肉の輸入再開問題については、我が国と同等の措置を求めるとの方針で取り組ん</p>

	望みます。		でいるところであり、我が国の消費者の食の安全及び消費者の信頼の確保を大前提として、適切に対処することとしております。
	<p>・フードガイドあるいはトレーサビリティ・システムについては、もっとわかりやすくすべきではないでしょうか。</p>	1	<p>・ご指摘を踏まえ、本文では、できるだけわかりやすい記述となるように心がけました。</p>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<p>(2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消、消費者対策、日本農業に対する理解度をアップするすべては、教育にある。全国的に考えなければ日本農業の将来はない。</li> <li>・実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開には国の果たす役割が重要と考えます。</li> <li>・学校給食の最大限の活用をするとともに学校給食に対しては助成していくことが大事ではないか。</li> <li>・国民的な運動展開とするためにも、マスコミを通じた積極的な情報発信に努めることが必要。</li> <li>・消費者が参加しやすく利用しやすい施策の展開をお願い致します。</li> </ul>	<p>4</p> <p>1</p> <p>5</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>・ご指摘のとおり、食育の重要性は認識しており、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進することとしており、推進に当たっては、都道府県・市町村段階において、様々な関係者間の連携強化を促進することとしております。</p>
	<p>・食生活・ライフスタイルの変化もあると思いますが、食料の廃棄(食品ロス)についての対策も必要ではないかと思えます。包装容器等のリサイクル対策は、取り組んでいると思いますが、食料の廃棄(食品ロス)についても取り組みは行われていると思いますが、私たちに伝わってきません。今以上に、重要な課題として取り組んだ方が、良いと思えます。</p>	<p>2</p>	<p>・食育活動の推進の一環として、食料資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、食品の廃棄や食べ残しの減少を促進していくことを記述しております。</p>
<p>(3) 食生活の改善に資する品目の消費拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年まで米パン用の「製粉システム開発」に携わっており、それを通して感じた「米パン普及のポイント」としては、</li> <li>・米パンを広く認知させる為のモデル事業の立上げ・販売先の確保を含めた米パン事業プランの立てられる人の配置</li> </ul>	<p>1</p>	<p>・貴重な情報ありがとうございます。いただいた情報も参考にしながら、政策展開を図って行きたいと考えております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を限定した低価格米の生産（M A米は過渡的利用）</li> <li>・若年だけでなく米食にこだわる高齢者への重点P R</li> </ul> <p>などが考えられます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食にも米飯を取り入れるように推進してほしい。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代を中心に朝食の欠食の割合が高いことが指摘されている状況を踏まえ、朝ごはんを食べよう運動等の国民運動的な取組を積極展開することとしております。</li> </ul>
(4) 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消の推進については、特に学校給食に力を注ぐべきと思います。</li> <li>これからは、子供の頃から地産地消を教育や給食に取り入れる取組みを支援していただきたい。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の食材及び農林水産業・食品産業等についての適切な理解を促す必要があると考えており、そのために関係者と十分な連携の下で学校給食の一層の活用を図ることとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に国民の農産物に対する安全志向が高まったとしても、経済優先の社会風潮のままでは、どんな農業政策をとったとしても、農業の持続的発展はないと考えます。</li> <li>これらを防ぐためには、農業を食料という一面から見ただけでなく、環境を含めた総合的見地から対策を立てる必要があります。</li> <li>地産地消の推進は、最も有効な基本方向になりえると思います。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の産地直売所等の成功は、農村地域の活性化に大きく貢献しているといった新たな動きを受け止め、地域の農業者と消費者を結びつける地産地消を地域の主体的な取組として推進することで、地域の農業と関連産業の活性化を図って行くこととしております。その際には、地産地消の実践的な計画の策定を促し、これに基づく関係者による自主的な取組を促進することとしております。</li> </ul>
(5) 食品産業の競争力の強化に向けた多様な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工用農産物生産に対する推進策を考える必要がある。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組等を通じて、食品産業と農業の連携を促進することとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業によって国産農産物が選択されるよう、国産農産物を一定以上使用するものへの税制優遇措置の創設や新たな表彰・</li> </ul>	1	

	顕彰事業の創設などを行うこと。		
(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常事態の時のために市町村が食料を備蓄しておくことを義務付けていただけませんか。</li> <li>・ 食料安全保障の観点から、農家とシステムを運用する組織に補助金を出して、プラスチックの原料用の米を生産させ、3年分、備蓄する。いざというときは、人間が食べる。3年たっても長粒米より旨い。</li> </ul>	<p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策基本法等に基づき、市町村は災害時を含む非常事態に備え、食料品の備蓄を行うものとされています。</li> <li>・ 不測時の食料安定供給確保のために、米等の適切かつ効率的な備蓄を行うこととしております。</li> </ul>
(7) 国際協力の推進			

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
<p>2. 農業の持続的発展に関する施策 (1) 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保</p>	<p>・消費者・実需者志向で経営精神をもった農業経営が必要である。そのような農業経営を行う者に対しては、規模拡大等効率的な営農を行うのに必要な支援措置を集中的に振り向けることが、農業構造改革の促進のためには不可欠である。</p>	1	<p>・ご意見を踏まえ記述することとしております。</p>
	<p>・担い手に関して地域の意識改革が必要と思われる。時代に応じた農業ができていない人たちはどうにもならない。</p>	1	
	<p>・担い手そのものが農業に誇りをもてるような施策が必要。</p>	2	
	<p>・明確化された担い手への施策の重点化の実施のためには、広く国民及び農業者の理解を得る必要がある。</p>	1	
	<p>・集落での話し合い活動の推進に重点を置いた集落営農の組織化も並行して取り組んで行くことを施策の中に位置付けていただきたい。</p>	2	
	<p>・集落営農の実現には、当然のことながら地域集落内の合意形成が必要であり、それを構築する話し合いの場が設定されることが重要だと思います。 しかしながら、農業だけの視点では行き詰ることが多いため、集落の将来への構想づくりを含めた中で話し合いをするのが良いと思います。</p>	1	
<p>・日本の農業人口の多くを占める兼業農家</p>	3	<p>・兼業農家については、担い手たる集落営農に参</p>	

については、一方的な切り捨てを行うように思われ、生産意欲の減退が一層加速するのではないかと危惧します。担い手だけで地域の農業・農村社会は成立し得ないし、農業が有する多面的機能の発揮という国民の期待に応えることができないのではないのでしょうか。

・新たな基本計画の問題点は、担い手を大規模農家に絞り、多数を占める中規模農家や兼業農家を経営安定対策の対象外とすることです。それが、「基本計画」本来の目的である自給率向上に逆行するのではないのでしょうか。「基本計画」本来の目的達成にも、可能な限り担い手の位置づけの広範化。

・認定農業者以外の農業者にも生産意欲をもてるよう施策を講じること。

・個別経営として施策の対象となる担い手となるための誘導策を充実強化すること。

・小規模な兼業農家、特に中山間地農業が日本の国土や地下水の涵養を支えていると自負しています。是非、小規模な兼業農家、中山間地農業にも光の当たる農業施策を希望しています。

・担い手については、最初は緩やかな表現にしておいて、後で要件が追加されるのが常である。  
短期間での育成は難しいので、時間をかけて育成できる方策が必要。

・担い手のあり方については、政策対象者たる担い手は、「プロの農家」に限定せず、地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農

2 4

加することにより担い手を対象とする経営安定対策などのメリットを受ける道も開かれていますし、農地を担い手に貸して地代収入を得たり、高付加価値農業を行うなどそれぞれの実態に応じた選択肢もあります。決して兼業農家を一方的に切り捨てるものではありません。一方、兼業農家も、農地、農業用水などの資源の保全管理や地域資源を活用した地域経済の活性化など農村振興を推進する上で重要な地域社会の一員であり、地域振興施策の対象となります。

・意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む必要があると考えており、担い手を育成・確保する運動を、行政・農業団体それぞれの体制を整備し、全国的に展開して行くこととしています。

4

1

4

1

1 1

・地域の話し合いと合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、各種施策を集中的・重点的に実施することとしており、担い手の明確化のための具体的な仕組みとしては、認定農



<p>は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。</p>		<p>業者制度の活用を推進するとともに集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付けることとしています。</p>
<p>・分散農地を克服しつつ農地の有効利用を促進するためには、将来的にも集落営農組織は欠かせない存在であり、一元的な経理と法人化などを要件とする高いハードルを設定し対象を絞り込むのではなく、対象となる集落営農組織を可能な限り幅広く取り込むことをお願いします。</p> <p>・担い手は、認定農業者等、農業で生計を立てる主業的な経営とし、そうした担い手に対し、施策の集中化・重点化を図ること。</p>	<p>2</p> <p>4</p>	<p>・上述のように中小農家を切り捨てる方向ではありません。また、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に受けることとなる担い手を国民に理解していただくためにも、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付けることとしています。</p>
<p>・認定農業者は次代の農業を担う重要な柱であり国においても担い手と位置づけて各種メリットが設けてありますが、ハードルが高くて利用しにくいとの声があります。認定農業者を育て、農業を守る担い手に対して税制上の優遇措置を設けて頂きますようお願いいたします。</p> <p>・認定農業者になっているものの今の低金利の中ではメリットがほとんどない。</p> <p>・認定農業者制度を経営の中身を厳しく問うものに変えなければ、どのような農政改革が行われても将来の日本を支える農業が育つとは思えない。</p>	<p>1</p> <p>1</p>	<p>・認定農業者制度については、目指すべき農業経営の指標の適正化、認定プロセスの透明性の確保等による運営の改善を徹底することとしております。</p>
<p>・ヘルパー、コントラクターなどの担い手の経営を支える支援策を充実強化すること。</p>	<p>1</p>	<p>・主要品目における対応方向の生乳、牛肉において、ヘルパー、コントラクターの活用促進を記述しているところです。</p>

	<p>・「望ましい農業構造」自体が示されずに、担い手を議論すること自体が問題である。</p>	1	<p>・「望ましい農業構造」を示すこととしております。</p>
(2) 人材の育成・確保等	<p>・なんといっても新たな人材育成が一番重要です。</p> <p>・専業農家で、農業収入のみでは食べていくためには、耕作放棄の遊休地を借りて規模を拡大して収入規模を拡大しなければ不可能です。そして、規模拡大によって生計を維持していくためには機械化しても大変な苦労と労力(人手)が必要です。それを若者が農業に従事して専業経営をしていけるかどうか一現状では否といわざるを得ません。農業の将来を考えたとき若者が率先して意欲的に農業を目指すような環境を整えないと未来はないものと思います。</p> <p>・新規就農者の育成確保は、危機的な状況にある。年代を問わず、農業大学校などの農業自営者養成施設が希望者全てに長期(2年間および1年間)、短期(1~3ヶ月程度)の教育を安価で行い、卒業者や修了者には農家、非農家に関わらず、居住地の農業委員会が優先的な借地権を認め、地元農協や農業大学校が農業機械の無償貸し付けや施設の利用を行うようにする。最低限、この程度の対策を講じないと10年以内に日本の農村の1/3は、担い手の消滅により崩壊していく。</p>	3 8 2	<p>・ご意見のとおり、若者を始めとした幅広い人材の確保と女性の参画や高齢農業者の活動の促進を図ることが重要と考えており、「人材の育成・確保等」においてその旨記述しております。</p> <p>・また、農業高校や農業大学校等における農業技術や経営管理に関する高度な研修教育の充実を図ることを記述しております。</p>
	<p>・女性の参画の促進が取り上げられていることについては、今までの農村社会における女性の貢献が評価された結果だと思いません。</p> <p>今後の施策においては、全国一律の制約によって、地域独自の女性の様々な取り組みが阻害されないよう自由な精神を盛り込め</p>	3	<p>・女性の農業経営、地域社会への参画を促進するための取組を進めていきます。</p>

	<p>る形で、女性の参画を支援していただきたいと思います。</p>		
<p>(3) 農地の有効利用の促進</p>	<p>・ 農地制度のあり方は、土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。</p>	1 2	<p>・ 農地の有効利用の促進を図るため、担い手への利用集積の促進、耕作放棄地対策の強化、農地の効率的利用のための新規参入の促進等を体系的に実施することとし、制度の見直しを行うこととしています。</p>
	<p>・ 行政は意欲ある農業者に対する農地の集積に積極的に取り組んでもらいたい。</p>	2	<p>・ ご指摘のとおり担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化させていくことを、「第1 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」に掲げており、そのための施策を記述しているところです。</p>
	<p>・ 国際的に食料事情が悪化した際の最低限の農業生産の確保、また、自給率の向上のためには、耕作放棄地の増加に対する対策が必要。国、市町村が直接管理、生産を行える制度も考えてはどうか。</p>	2	<p>・ 担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、農業生産基盤の整備、耕畜連携による飼料生産等を通じて、不作付地・耕作放棄地の解消を含めた農地の効率的な利用等を重点的に取り組むこととしております。 また、耕作放棄地の発生防止・解消のための都道府県や市町村が行える措置を強化していくこととしております。</p>
	<p>・ 農地制度のあり方は、特区での限定的な条件付参入について十分な調査及び検証を行ったうえでどうすべきか論ずるべきです。構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないで下さい。</p> <p>・ 一般の株式会社等による農地の所有による権利取得については原則として認めないこととし、地域限定、転用規制等の規制と審</p>	1 5  2	<p>・ 現在、特区制度の下でリースにより農地を利用している法人については、地域との十分な話し合いの下で、円滑な定着が図られており、現場からは積極的な評価も寄せられているような実態も踏まえて、農地のリース特区を全国展開することとしております。</p>

<p>査体制の確保が必要である。</p> <p>・ 今後は、農業生産法人以外の法人による農地の取得・保有を、まずは構造改革特区において認めるなど、更なる新規参入の促進に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>3</p>	
<p>・ 下限面積の緩和の全国展開が行われることは、将来の担い手として期待される新規就農者・就農希望者の農業参入の可能性が広がるとともに、収益性の高い作物等を導入する経営体には、適切な規模での営農ができるなど多様な農業経営が可能となると思います。</p>	<p>2</p>	<p>・ 耕作放棄地が相当程度存在する地域において、農地の権利取得の際の下限面積要件を引き下げることができるようにすることとしております。</p>
<p>・ 今回、農振農用地の変更について理由の公表、周辺住民の意見書に対する処理結果を市町村が公表するよう法の改正を行うとのことですが、周辺住民の中には農業者もいれば非農業者もあり、さまざまな意見、例えば農用地除外促進の意見などもあると考えます。その中で、その整理を的確にできる市町村ばかりではないことも推測され、より客観性を高めるためにも、周辺住民の意見だけでなく、都市計画法で規定されているような第三者機関での検討が必要ではないか。</p>	<p>1</p>	<p>・ 農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって地権者だけでなく地域住民の意見を反映させる仕組みを導入するなど農業振興地域制度及び農地転用許可制度の客観性・透明性の向上を図ることを記述しております。いただいた意見等も参考にしながら具体化を図って行きたいと考えております。</p>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(4) 経営安定対策の確立	<p>・品目横断的政策は、諸外国との生産条件格差の是正や所得変動に対する緩和策として直接支払いにより補てんするという考え方は、欧米などでも採用されているもので、妥当なものと考えます。</p>	2	<p>・具体的な対象経営の要件は今後早急に検討しますが、認定農業者のみならず、小規模農家や兼業農家なども一定の要件を満たす集落営農組織に参画すれば対象経営の一員となることのできるようになる必要があると考えています。</p> <p>なお、経営安定対策を含め各種支援を通じて、生産性が高く、消費者・食品産業のニーズに敏感な対応をなし得る担い手を育成することにより、安定的・効率的な農産物の供給が確保され、自給率の向上にもつながることとなります。更に、地域農業にとっても、将来にわたってその核として支える担い手を中心に、土地利用や農業生産の再編を行う契機となり、持続的な営農につながるものと考えます。</p> <p>また、これらの経営安定対策とは別に、自然循環機能の維持増進のための取組や中山間地域における農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施していくことにしております。</p> <p>・新たな経営安定対策は、立ち遅れた我が国農業の構造改革を進める観点から導入するものです。多面的機能を根拠として、主として農業以外の収</p>
	<p>・農業経営に直接財政を投入する経営安定対策である「品目横断的直接支払制度」に賛成します。</p>	1	
	<p>・担い手を大規模農家にしぼり、多数を形成する中規模農家や兼業農家を経営安定対策の対象外としているのは、本来自給率の向上を目的とする考え方に逆行しているのではないのでしょうか？</p> <p>地域の営農の継続性に配慮しない手法や、将来に規模拡大等の意欲を持つ新規参入者の妨げになるような絞込みは、地域の担い手不足に一層拍車をかけます。</p> <p>・基本法の基本理念に即し、これまで無償で提供してきた多面的機能の有償化を図るため、WTO農業協定における「緑」の政策に基づき、財政負担による直接支払政策を創設し、農業者の所得補償と経営を安定させることが重要である。</p> <p>具体的な政策手法としては、農業・農村が果たす多面的機能に対する対価として、適切に維持・管理されている全農地を対象に直接支払いする方法などが考えられる。さらに、環境負荷を軽減ないし環境便益を優先させる資源循環型農業へ</p>	5  1	

の転換を促進するため、慣行農法から減肥・減農薬栽培や有機農業などに取り組む農家に対し、「持続農業法」を改正して同法の中に耕作面積に対する直接支払を盛り込む手法なども有効である。また、現在ある「中山間地域等直接支払制度」については、制度の中で混在している地域政策と不利補正政策を分離し、「農村地域の振興や整備促進を図るための交付金制度」と「条件不利地域等の農業生産の不利を補正する直接支払」として再構築すべきである。

そして、こうした施策に必要な予算は、農業予算の公共事業から非公共事業への組替えにより重点配分すべきである。

・新たな経営安定対策(品目横断的政策等)については、農産物価格の構造的な低落をカバーし耕作意欲を保持しうる本格的な所得補填策として下さい。

・担い手が減少している一番の原因は、収入が少ないこと。農業生産が、環境保全、文化継承等の無形の貢献をしていることを考慮して、農家に最低でもサラリーマン並みの所得を保証してやらないと、やる気のある農家の出現を待っているだけでは、担い手は今後も減る一方でしょう。

・経営安定対策の対象は経営規模などの点で地域性に十分配慮する必要があると考えます。また、地域ごとに様々な農作物が作られていることから、支援対象の要件に水田作・畑作に加え野菜等も算入できるようにす

入で生計を立てている農業者も含めて一律に幅広く直接支払を実施することは、現状の農業構造を固定化し、政策効果の期待できないバラマキとして、国民の理解を得ることも困難ではないかと考えます。

・財政措置の効率的かつ重点的な運用を図ることとしております。

1 6 ・具体的な制度の仕組や支援水準については、今後早急に検討しますが、意欲と能力のある担い手が安心して営農にいそしめるよう、その経営の継続や安定が確保されるようにするとの考えを基本とする必要があると考えています。

2 ・新たな経営安定対策は、サラリーマン並の所得など、一定の所得を保証するための助成措置ではありません。

4 ・畑作輪作体系における作物に野菜などの高収益作物を組み合わせた複合経営や、水田作に野菜、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営などの取扱いについても含め、対象経営の具体的な要件は、今後、検討することとしています。

<p>る必要があると思います。</p> <p>・支援額の水準は認定農業者等の経営が安定・継続に必要なかつ十分な所得が確保できるものとする。</p>	1	
<p>・政策の実施にあたっては、対象とする作目や経営規模などの点で地域性に十分配慮するとともに、米政策改革との整合を図っていただきたい。</p>	6	<p>・今後の仕組の検討に当たっては、米政策改革との整合性を十分図っていく必要があると考えています。</p>
<p>・経営安定対策(品目横断的政策)の検討に当たっては、認定農業者や農業生産法人に限定することなく、経営の一元化や法人化を目指す集落営農組織を含めるとともに、部門専門的な営農類型(野菜、果樹、畜産)等も含めること。</p>	1	<p>・野菜、果樹、畜産といった営農類型は、部門専門的であり、経営規模の拡大等の構造改革が一定程度進展している実態も踏まえ、品目別の政策としているところです。</p>
<p>・野菜については、地域における産地化の取組が重要であることから、個別経営に加えて産地を育成するとの観点も踏まえて、既存制度の改善と充実を図ること。</p>	1	<p>・ご意見も参考にして、施策の具体化を図って行くこととしております。</p>
<p>・品目横断的施策にある「諸外国との生産条件の格差を是正する対策」とは、どのようなものでしょうか。</p>	1	<p>・「諸外国との生産条件の格差」とは、狭隘な国土条件や、高い資材費など農業サイドで努力しても是正することができない諸条件の格差であり、国境措置がその格差を是正するに十分でない場合には、国内価格が生産コストを満たす水準より低い水準で決定されることとなり、その生産条件の格差が「顕在化」することとなる。</p> <p>また、顕在化した生産条件の格差は経営単位で算定され、補てんされることとなります。</p>
<p>・財源の確保が課題になるが、新たな予算増額は非現実的であり、既存の予算の</p>	1	<p>・新たな施策を講じるに当たっては、既存施策の廃止・見直しを徹底することにより、必要な国民</p>

	枠内でのスクラップ・アンド・ビルドにより対応すべき。	の負担を合理的なものとするとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について国民の理解を得る観点から、国民にわかりやすく提示するように努めることとしている。
--	----------------------------	--



項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(5) 経営発展に向けた多様な取組の促進			
(6) 経営発展の基礎となる条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の研究開発の積極的な振興とその実用化・普及を図ることを明記すべき。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の研究開発の重要性については、同じ考えであり、「ア 生産現場のニーズに直結した新技術の整備」及び「イ 新品種等の知的財産権の保護・活用」においてその旨記述しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みかん農家です。安心安全でおいしくて安いみかんを消費者へ届けるため、後継者を育てるため努力しています。これまで高コスト高品質作物の栽培にしか目が向けられていませんでした。低コストで栽培する方法の研究が遅れています。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図って行くこととしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産資材は、経営の改善合理化に多大な貢献をしており、この役割を適正に評価し、関連施策の充実を図るべき。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化を促進することとしております。</li> </ul>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(7) 農業生産の基盤の整備	<p>・畑作物導入に伴う条件整備の推進を明言化願いたい。</p>	1	<p>・「ア 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進」において、特色ある産地づくりなど地域の多様な農業戦略を進める観点から、水田の汎用化や畑地かんがい施設の段階的整備等を推進する旨記述しております。</p>
	<p>・農地の利用集積や担い手育成に向け、ほ場整備や道路・水路の整備など農業生産基盤の整備と併せて、土地改良施設を効率的・適正に維持管理することや長寿命化に向けた予防保全対策に向けた事業の展開を大いに期待する。</p> <p>・農業用の用排水路の保全管理については、混住化の進展で農業用水を安定して供給することはもとより、景観への配慮、水質の維持など地元には多くの期待や要望があります。土地改良区では農業用水の適切な維持管理に努めていますが、農家の負担だけでは限界があります。大規模な水利施設はもとより、日本の国土の血管である水路網を適切に保全・管理・更新することは国の責務ではないでしょうか。水利施設の保全管理などに対する国の支援拡大に是非取り組んでいただきたい。</p>	1  1	<p>・農業の構造改革の加速化に資する観点から、面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進することとしています。また、農業水利施設等の適切な更新・保全管理を図る観点から、農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理費にかかる全てのコスト）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理の充実を図るとともに、これらの施設の円滑な管理がなされるよう、土地改良区に係る体制や制度を整備することとしています。</p>
(8) 自然循環機能の維持増進	<p>・環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。</p>	1 2	<p>・環境保全に向けた先進的な取組への支援策を導入することとしています。具体的な支援の手法等については今後調査を実施して確立する予定です。</p>
	<p>・より計画的・効率的な「環境保全型農業」の研究及び技術開発を強化すること</p>	1	<p>・研究・技術開発の展望において、環境分野の達成目標を示し、取組の強化を図ることとしています。</p>
	<p>・農村環境の保全対策は、農業者が取り組</p>	1	<p>・環境規範については、広く関係者から意見を聴</p>

<p>むべき規範を策定して支援を受けるとしてはありますが、規範の内容についても国民に広く公表して、国民全体の合意のもとで(単に農林水産省の考え方を押しつけるようにならない)規範と支援策を検討するようにお願いします。</p>		<p>取したうえで、策定することとしております。</p>
<p>・自然豊かな農村を取り戻していくためにも、希少種の保全、生物多様性の保全ということを、環境規範に盛り込む必要</p>	<p>1</p>	
<p>・「環境負荷低減に向けたモデル的な取組」や「農村環境の保全にも役立つ効果の高い地域共同の取組」への支援が掲げられています。これらには、日本の原風景である、トキ、コウウノトリ、そしてガン類、ツル類が降り立つ農村風景を、全国各地で取り戻すため、生物多様性の保全、自然再生に向けた取組への支援を盛り込む必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>・「環境負荷低減に向けたモデル的な取組み」や「農村環境の保全にも役立つ効果の高い地域共同の取組」の具体的な内容については、調査を実施し、確立することとしております。</p>
<p>・農業・農村に無尽蔵に存在する自然エネルギーの積極的な利活用が積極的に推進されるよう基本法に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>2</p>	<p>・バイオマス由来の製品やエネルギーについての規格を整備するなどバイオマス利活用の推進を記述しております。</p>

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
3. 農村の振興に関する施策全般	<p>・担い手を育成するとか農村の構造改革を進めるといっているが、あまりにも楽観的すぎる。農村では過疎化が加速度的に進行しており、まず、人口減少への歯止め対策、後継者を誕生させるための施策がまず、必要だと思えます。</p> <hr/> <p>・農業・農村の持つ多面的機能は重要で、農村の振興はこの点からも大変重要です。そのための施策をもっと強化すべき。また、省庁の壁を超えた取組が重要です。</p>	1	<p>・ご指摘のとおり、農村においては、過疎化が進行していると認識しています。このような状況を踏まえ、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図るための様々な取組を「2. 農業の持続的な発展に関する施策」及び「3. 農村の振興に関する施策」に記述しております。</p> <hr/> <p>・農業の有する多面的機能や農村に対する期待が高まっており、これを踏まえた施策を展開していくこととしております。また、政府一体となって実効性のある施策の推進を図って行くこととしております。</p>
(1) 地域資源の保全管理政策の構築	<p>・意欲的な担い手への集中的・重点的な施策を講じることは重要であると思えます。しかしながら、農業生産の基となる水路や農道の維持保全については、農村集落の住民による共同賦役で培われてきている現実から見ると、将来、少数の担い手だけで可能であるのか甚だ疑問です。</p> <p>農村環境を保全するために、農業者だけでなく多様な主体の参画による地域共同体の取組みを促進することも掲載されているようなので、その施策の実現についても多いに期待する。</p> <p>・手入れがされている農地や農村は日本の大切な景観であり、これを次の世代に引き継いで行かなければならないと考えます。日本の農業の基本は水と土であります。特に、農業用水につきましては、幹線は土地改良区、末端は農家を中心とした地域で管理しています。しかし、農地や農業用水の維持管理は混住化の進行で困難な状況になっております。このままでは農業農村の荒廃に</p>	10	<p>・過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の適切な保全・管理が困難となってきている。このような状況に対応するため、地域住民や都市住民も含め多様な主体の参画を得て、適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進することとしております。具体的な手法等については、保全管理の手法の検討等を行う調査を踏まえ具体化していくこととしております。</p> <p>・資源保全政策については、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、調査を実施することとしております。</p> <p>14</p> <p>なお、施策の導入に当たっては、担い手への農地の利用集積や経営安定対策などとの連携と整合性に留意しつつ、国民に分かりやすい政策体系を構築することが適切と考えております。</p>

	<p>つながるのではないかと心配しています。この度、農地や農業用水を地域資源として体系的に捉え、これを保全管理する全体的な検討がなされるとのことですが、地域の声を反映させながら、是非国も力を入れて取り組んでいただきたい。</p> <p>・農業環境・資源保全政策については、担い手だけで地域の農業・農村社会は成立しないし、農業・農村の多面的機能の発揮という国民の期待に応えることは出来ません。そのため、担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を経営所得安定対策とセットで導入して下さい。</p> <p>・水田地帯だけでなく、畑作、酪農など多様な地域の実態を踏まえたものとする</p>	<p>1 2</p> <p>3</p>	
<p>(2) 農村経済の活性化</p>	<p>・「多面的機能」という言葉は「中山間地域等」の中だけにしかでてこないように見受けられますが、平地においても農業に多面的機能はあると考えていますがどうでしょうか。</p> <p>・「農業環境・資源保全政策の確立」のところでは、中山間地域直接支払制度については、直接的な記述はないようですが耕作放棄地の発生防止や集落機能の維持に重要な役割を果たしているため、より充実させて継続させる必要があるのではないかと。</p> <p>・中山間地、低温地帯に対して、農業生産のための基盤整備と保全に関する施策の必要性を基本計画に明示して頂きたい。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>1 1</p> <p>1</p>	<p>・ご指摘のとおり、農村景観は国土交通省との連携が必要と考えており、法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を通じた、計画的な土地利用を進めることとしております。</p> <p>・農業の有する多面的機能であり、当然平地の農業についても多面的機能を有していると考えております。</p> <p>・今後とも耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ農業の多面的機能を確保する観点から、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施することとしております。</p>

	<p>・農村には水田・畑だけでなく山もあるので、農業だけでなく、林業も含めるべきではないか。</p>	1	・「ウ 中山間地域等の振興」において、林業振興との密接な関連性に配慮することを記述しています。
	<p>・農産物生産における獣害は想像以上に深刻であり、その対策については是非記述が必要と考える。</p>	3	・「ウ 中山間地域等の振興」において、鳥獣被害の防止に向けた対策を推進することとしております。
(3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画	<p>・農業・農村を生命産業としてしっかりと位置付け、自然と共生する豊かな田園自然環境の創生によって、農家と非農家との積極的な交流システムの構築を図ること。</p>	4	・都市と農村の交流活動がより活発に行われるよう、グリーン・ツーリズムの取組を推進することとしております。
	<p>・都市農業の振興を位置付けること。</p>	3	・「イ 都市及びその周辺の地域における農業の振興」として位置付けております。

項 目	ご意見等の概要	意見数	ご意見等に対する考え方・対応
(4) 快適で安全な農村の暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域に散在する集落への環境整備の実施を推進願いたい。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の裁量を拡大した仕組みを強化しつつ、農業生産基盤との一体的・効率的な整備を推進することとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落機能の低下を踏まえた、地震や土砂災害といった緊急時の防災体制を考える必要がある。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全な生活の確保」において、農村における人口の減少や高齢化が進展する中での治山・治水対策、土砂災害対策等を推進していくこととしています。併せて、農地防災対策、農地保全対策等を推進していくこととしています。</li> </ul>
4. 団体の再編整備に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の声を反映した農業協同組合運営体制の確保。</li> <li>・一つの法律で整理することが困難になりつつあるので、農協法特例法の制定についても検討すべき。</li> <li>・「農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区、これら団体や関係機関相互においても、 ・ ・ ・担い手支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進」とありますが、行政サービスとしての機能と経済活動を行なう団体としての機能とが一緒になると、経済の理論が勝ってしまい、公共的なサービス機能が弱くなる心配があると思います。</li> </ul>	<p>1</p> <p>1</p> <p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な再編整備や体制の見直しを行うに当たっては、各方面のご意見を踏まえて検討していきたいと考えております。</li> <li>・担い手の育成・確保に向けた施策の効率的実施や農業者の利便性の向上の観点から、役職員を意識改革を促すとともに、窓口の一元化等を推進することとしております。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省単独の施策とするのではなく、広く関係省庁も巻き込んだものとして具体化していただきたいと考えます。</li> <li>・国の施策はメリット・デメリットがあり、反省すべきは反省し、いつでも軌道修正ができ、より良い方向に向かうような仕組み作り上げるべきである。見直しは、いつでも出来る体制を整えておくべきである。</li> <li>・「毎年、施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映」は大いに期待するところでは。</li> </ul>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府一体となって実効性のある背策の推進を図ることとしております。</li> <li>・施策の工程管理において、政策評価を積極的に活用して検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくこととしております。</li> </ul>

	<p>・農林水産省の施策の趣旨が都道府県・市町村に伝わらない現状にメスを入れてもらいたい。</p> <p>政策を編み出した霞ヶ関職員が地方局に丸投げをするのではなく、霞ヶ関職員が直接都道府県単位の政策説明をするようにしてもらいたい。</p>	3	<p>・効果的・効率的な施策の推進体制において、新たな施策の導入の際しての、関係者に対する十分な周知・徹底を行うこととしています。</p>
--	--	---	---